

監査委員告示第10号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和元年12月23日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 伊藤 紀味枝

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 令和元年10月30日（水）
- 2 監査対象部局及び監査の対象
 - 総務部
 - 総務課
 - (1) 市有バス運行業務委託について
 - (2) 本庁舎駐車場有料化及び加茂駅前駐車場の委託に伴う費用対効果について
 - (3) エレベーターの保守管理について（本庁舎及び加茂支所）
 - 危機管理課
 - (1) 木津川市台風等風水害に備えたタイムライン（防災行動計画）について
 - (2) 非常電源の確保（浸水対策や十分な燃料の確保を含む）に係る取り組みについて
 - (3) 団員報酬等の支払いの最終確認について
 - (4) 自主防災組織の組織率向上に向けた取り組み状況について
 - 財政課
 - 行財政改革推進室
 - (1) 土地開発基金保有土地（木津川原田34番13、地目：宅地、面積：1,571.23㎡）の購入について
 - (2) 「行財政改革行動計画の進捗状況」に対する外部評価の実施状況について

(3) 財政健全化に向けた取り組みについて

税務課

- (1) 税外債権の取り組み状況について
- (2) 債権管理台帳の整備状況について
- (3) 地方税機構との償却資産課税の共同化開始、新築家屋評価の共同化に向けた取り組み状況について

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【総務課】

歳出予算において、未執行の科目がいくつか見受けられる。予算は、事業実施に必要な経費を計上したものであることから、出来るだけ速やかに予算の執行に努められたい。

また、事業が完了したにも拘わらず、予算額の半額程度が不要額として残ったものが見受けられることから、予算策定に際して、必要最低限かつ適切な金額の計上に努められたい。

【危機管理課】

消防団員の報酬の支給方法についてであるが、各部長が部所属の団員分を代理受領しており、各団員に支給する際には、受領書をとっているとのことであるが、確実に個人に支給されているか、事務局で任意抽出することにより、確認を行なわれたい。

次に、自主防災組織についてであるが、未設立の地域の解消に向け、取り組みを進めていることは評価出来る。自主防災とは、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行ない、地域の安全を自分たちで守るものであることから、組織率100%を目指して、今後も普及啓発の取り組みを進められたい。

【財政課・行財政改革推進室】

土地開発公社の土地を土地開発基金により買い戻しているが、過去に同様の事例について住民監査請求が行なわれていることから、過去の監査意見等

も参考にしながら、買い戻しの必要性について、論拠の整理に努められたい。

次に、外部評価についてであるが、審議項目の1つとして、「外郭団体の見直し（社会福祉協議会（以下「社協」という。）」が挙げられており、市と社協との関係性のあり方を整理、検討するとあるが、社協に対する補助金については、過去の決算審査や定期監査、随時監査等で、給与補助を前提に予算を組むことの無いよう、出来る限り自主材源の確保に努めるよう指導されたい旨、また、社協に対しては様々な業務を委託しており、費用が不足している部分については他の事業から融通する等、過不足が生じないように収支を合わせていると考えられ、各事業の適正金額が曖昧であることから、事業内容を精査し適正な価格を算出するよう、指導を実施されたい旨等、意見を付していることから、これらの内容を確認した上で、外部評価に取り組まれたい。

【税務課】

各債権管理担当課の事務担当者は、債権管理の事務処理上の瑕疵が訴訟に至る場合があることを認識し、平素より台帳整備や滞納者との交渉の経過記録等、的確な記録を残し、説明責任が果たせるよう、債権管理業務に従事することが求められる。このことから、税外債権プロジェクトチーム所管課として、各課に対して引き続き強い指導を行ない、債権管理業務の一層の遂行に努められたい。